

知っていますか？
希少野生生物クイズ！

Q1 希少野生生物を守るために、生息環境保全、乱獲防止、取引規制、種の保護増殖など国際的な取組が行われています。では、日本国内での希少野生生物の取扱いを規制している法律は？

A ワシントン条約 **B** 種の保存法 **C** 動物愛護管理法

Q2 Q1の法律で指定された希少野生動植物種は、国内での取引が原則禁止です。では、生きた動植物のほかに規制の対象となるのは？

A トラの毛皮 **B** はく製 **C** 鳥の卵

Q3 希少な野生生物でも、国際希少野生動植物種の中で一定要件を満たしているものは、登録を受けて販売できます。では、その登録の要件にあてはまるのは？

A 登録された個体同士で繁殖したもの
B 国内に持ち込まれたもの
C 個人的にもらったもの

Q4 登録票のある希少な野生生物でも、譲受けた場合は届出が必要です。では、届出は何日以内にしなければならない？

A 3日以内 **B** 30日以内 **C** 3ヶ月以内

Q5 登録されていない国際希少野生動植物種の譲渡し等をした場合、厳しい罰則があります。では、個人で希少野生動植物種を違法に買った場合、罰金の上限は？

A 100万円 **B** 500万円 **C** 1億円

*答えは中面で確かめましょう！

お問い合わせ先/
参考ホームページ

種の保存法について

- 環境省自然環境局野生生物課
代表:03-3581-3351
<http://www.env.go.jp/nature/kisho/kisei/hokaku.html>
- 国際希少野生動植物種一覧
<http://www.env.go.jp/nature/kisho/global/list.html>
- 国内希少野生動植物種一覧
<http://www.env.go.jp/nature/kisho/domestic/list.html>

登録手続きについて

- 一般財団法人 自然環境研究センター(登録機関)
TEL:03-6659-6018 (平日10時~17時)
<http://www.jwrc.or.jp/cites/index.htm>

輸出入について

- 経済産業省貿易経済協力局貿易管理部野生動植物貿易審査室
代表:03-3501-1511
http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/cites/

ワシントン条約について

- ワシントン条約事務局(英文)
<http://www.cites.org/>
- 条約の概要
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/jyoyaku/wasntn.html>

希少な 野生動植物種を 飼育・販売される 皆さんへ



絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律

種の保存法

野生生物が減少・絶滅する大きな要因のひとつに、無秩序な採取・乱獲と、その結果入手された野生生物の取引による影響があげられます。絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存のため、国際取引をはじめ、日本国内での取引等も厳しく規制されています。

ワシントン条約

国際的な
輸出入の規制

種の保存法

国内での
取引等を規制

種の保存法での取扱い規制

●希少野生動植物種に指定された動植物の取引等は原則禁止。

譲渡し等の禁止(法第12条)

× 売る・買う × あげる・もらう × 貸す・借りる

販売目的の陳列、広告禁止(法第17条)

× 陳列・広告 ×  *インターネット上の広告も対象です。

●生体、鳥等の卵(個体)だけでなく、はく製や、種によって羽、牙等の部分(器官)、毛皮やバッグ等の加工品も含まれます。

×  × 

登録の手続き

種の保存法で指定された国際希少野生動植物種は登録を受けることにより、取引等が可能になります。



登録できるのは

- 登録された個体同士で繁殖させた個体等
- 規制適用前に国内で取得した個体等
- 関税法の許可を受けて輸入された個体等

登録申請の方法は

登録機関(自然環境研究センター)に申請する。

- 登録申請書
- 登録を受ける個体等の写真
- 入手経緯を証明する書類

登録を受けたら

登録票の管理が必要です。

- 販売目的の陳列には、登録票を備え付ける。
 - 販売目的の広告には、登録記号番号を表示する。
 - 個体等の譲渡し等は、登録票と共にする。
 - 譲受けをしたら、30日以内に届出をする。
 - 登録個体等を滅却するなどして占有しなくなったら、30日以内に登録票を返納。
- ※登録票の管理等に違反すると、30万円以下の罰金。



取引等には登録票が必要です。

罰則

登録なしの取引等は違法で、厳しい罰則があります。

違法な譲渡し等

違反 →

(個人) 5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金、又はこれの併科
(法人) 1億円以下の罰金

販売又は頒布目的での「陳列」又は「広告」

違反 →

(個人) 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
(法人) 2,000万円以下の罰金

不正な手段で登録を受けた場合

違反 →

(個人) 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
(法人) 2,000万円以下の罰金